2026年6月26日
大阪府石綿飛散防止対策セミナー

工作物の事前調査

（一社）環境科学対策センター
シニア・マネージャー

島田　啓三

目次

１．石綿含有資材の分類
２．法規制の概要
３．事前調査の方法
４．建築物と工作物（工作物とは）
５．工作物の事前調査
６．工作物の概要
７．建築物と工作物の識別
８．事前調査の対象とならない作業

１．石綿含有資材の分類

「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル」
厚生労働省　環境省

	石綿含有吹付け材（レベル１）	石綿含有保温材等（レベル２）	石綿含有成形板等（レベル3）	石綿含有仕上塗材
対応石綿含有建材	①吹付石綿 ②吹付けロックウール（乾式・半乾式） ③吹付けロックウール(湿式) ④吹付けバーミキュライト ⑤吹付けパーライト	①耐火被覆材 ・石綿耐火被覆板 ・けいカル板2種 ②断熱材 ・煙突用断熱材 ・屋根用折板裏断熱材 ③保温材 ・石綿保温材　他	①成形板 ・スレートボード ・スレート波板 ②シール材 ・ガスケット ・パッキン ③その他 ・セメント円筒 ・その他	①建築用仕上塗材 JIS A 6909（吹付けバーミキュライト・パーライトを除く）
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い

2．解体等工事に係る関係法令の概要

		大気汚染防止法		安衛法・石綿則		廃棄部移処理法
法の目的		解体等工事に伴う生活環境保全		解体等工事における労働者の健康確保		廃棄物の適正処理、生活環境保全
石綿含有資材	レベル１	（政令で定める特定粉じんを多量に発生する等の原因となる）特定建築材料	特定粉じん排出等作業届	吹付けられた石綿	工事計画届	特別管理産業廃棄物「廃石綿等」
	レベル２			保温材等		
	レベル３			その他(成形板等)		石綿含有産業廃棄物
	仕上塗材			仕上塗材		
主な規定内容		＜事前調査＞ ＜作業の届出＞ ＜作業基準＞				（廃石綿等） ・管理型埋立処分（安定化・固形化の上、二重梱包） ・溶融・無害化 (石綿含有産業廃棄物) ・安定型又は管理型埋立処分 ・溶融・無害化
		・隔離せずに吹付け石綿等を除去した場合に直罰		・石綿作業主任者の選任 ・特別教育 ・石綿健診 ・作業記録、施工記録の保存　等		
		・作業結果の発注者への報告 等				

3. 石綿則における建築物・工作物に係る事前調査
（１）事前調査の明確化

① 解体等対象工作物の全ての材料について、ア. 書面調査、イ. 目視調査を行う（石綿則 第３条第２項）

不明の場合、分析調査を行う又は石綿含有と「みなし」て取り扱う（石綿則 第３条第5項）

② ①に相当する調査が既に行われている場合は、その調査結果を確認する方法（石綿則 第３条第３項第1号）

③ 石綿の製造・使用等が禁止された2006（平成18）年9月1日以降に工事に着手した工作物は、その工事着工日を設計図書等の文書で確認する方法（次の④に示すものを除く）（石綿則 第3条第3項第３号）

④ 同様に以下に示すものについては、当該新築工事の着工日及び当該設備の設置日を設計図書等の文書で確認する方法(石綿則 第3条第3項）

- 非鉄金属製造業施設の設備のガスケット（第4号）
- 鉄鋼業施設の設備のガスケット、グランドパッキン（第5号）
- 化学工業施設の設備のグランドパッキン（第7号）
- 化学工業施設の設備のガスケット（第8号）

＊ ③、④の判断は調査者以外でも可

3. 石綿則における建築物・工作物に係る事前調査

（2）事前調査を行なう者の要件
- 建築物石綿含有建材調査者（一般・特定）
- 工作物石綿事前調査者(2026.1.1施行)
- 日本アスベスト調査診断協会に2023年9月末までに登録した者
- （一戸建て等石綿含有建材調査者）

（3）分析調査を行う者の要件
- 厚労省指定講習を修了した者又は同等以上の能力を有する者

（4）事前調査結果の報告の義務付け
- 対象：床面積80㎡以上の建築物の解体
  請負金額(税込み)100万円以上の建築物の改修、
  請負金額(税込み)100万円以上の特定工作物の解体・改修
- 電子情報での報告が基本(都道府県知事等・監督署長に同時報告)
- 調査の結果、石綿含有資材がなくても報告が必要

（5）事前調査結果の掲示、記録の作成・保存・現場備付
- 掲示は従前より（大防法ではA3以上の大きさ）
- 記録を作成し、現場備付、3年間の保存を義務付け

４．建築物と工作物（厚労省通知 基発0804第2号 令和2年8月4日）

建築物：全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むもの

工作物：建築物以外のものであって、
土地、建築物又は工作物に設置されているもの
又は設置されていたものの全てをいう

具体的には以下のものが例示されています:

- 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- 建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等
- 製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等

工作物

特定工作物：

工作物のうち、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣・環境大臣が定めるもの

令和2年厚労省告示第287号・令和2年環境省告示第77号、
改正告示令和5年厚労省告示第89号・令和5年環境省告示第48号

その他の工作物：

建築物、特定工作物以外の工作物
（エレベーター、コンクリート擁壁等）

特定工作物：石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣・環境大臣が定めるもの

1．反応槽　　2．加熱炉　　3．ボイラー及び圧力容器
4．配管設備（建築物に設ける（中略）建築設備を除く）
5．焼却設備
⑥．煙突（建築物に設ける（中略）建築設備を除く）
7．貯蔵設備（穀物を貯蔵する設備を除く）
8．発電設備（太陽光及び風力発電設備を除く）
9．変電設備　　10．配電設備
11．送電設備（ケーブルを含む）
⑫．トンネルの天井板　　⑬．プラットホームの上家
⑭．遮音壁　　⑮．軽量盛土保護パネル
⑯．鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井
⑰．観光用エレベーターの昇降路の囲い（改正告示で追加）

※朱書き番号は、建築物石綿含有建材調査者（一般・特定）も調査可能（改正告示で追加）

工作物の設備ごとの類似性から見た5つのグループ

Ⅰ　炉設備

（１.反応槽、２.加熱炉、３.ボイラー・圧力容器、４.焼却設備）

Ⅱ　電気設備

（５.発電設備、６.配電設備、７変電設備、８.送電設備）

Ⅲ　配管・貯蔵設備（９.配管設備、10.貯蔵設備）

Ⅳ　建築物一体設備等

⑪煙突、⑫トンネルの天井板　⑬プラットフォームの上家
⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、
⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井、
⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い）

Ⅴ　特定工作物以外の工作物

注：ここでの番号は、告示の番号とは一部異なっている。

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

5．工作物の事前調査

工作物の分類

区分	対象工作物	調査者資格	調査結果報告
特定工作物（石綿使用のおそれが高いとして厚生労働大臣・環境大臣が定めた工作物）	【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】 Ⅰ炉設備（1.反応槽、2.加熱炉、3.ボイラー及び圧力容器、4.焼却設備） Ⅱ電気設備（8.発電設備、9.変電設備、10.配電設備、11.送電設備） Ⅲ配管。貯蔵設備 4.配管（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン）、 7.貯蔵設備（穀物を貯蔵する設備を除く） ※建築設備に該当するものは建築物の一部	A	要
	Ⅳ【建築物一体設備等】 6.煙突、12.トンネルの天井板、13.プラットホームの上家、 14.遮音壁、15.軽量盛土保護パネル、 16.鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井、 17.観光用エレベーターの昇降路の囲い ※建築設備配管等は建築物の一部	A、B	要
特定工作物以外の工作物	Ⅴ【特定工作物以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建物又は工作物に設置されている又は設置されていたもののうち、上記以外のもの（例：エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物、遊戯施設　等）	塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去等の作業	A、B	不要
		その他の作業	不要

塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料
・塗料
・モルタル
・コンクリート補修材（シーリング材・パテ・接着剤等）

A:工作物石綿事前調査者　B：建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）又は同等の能力を有する者

６．工作物の概要

Ⅰ 炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）

１．反応槽

反応槽とは、化学物質の製造過程において、化学反応を行わせる装置のうち、撹拌槽、固定槽、流動槽等の中で反応を起こさせる形式の反応器をさし、石油化学、ファインケミカル等の多岐にわたる用途で使用されている。

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

2.　加熱炉

- 加熱炉は、耐火物で覆われた加熱室を有するもの全般を指し、燃焼炉、抵抗炉、誘導溶解炉、アーク炉等がある。
- 特定工作物の対象となる「加熱炉」は、日本標準商品分類の工業炉（435）に属するものをいい、耐火物で覆われた加熱室を有しないもの、及び加熱される空間が耐火物または絶縁物で覆われた構造物を有しないものは対象外である。

- 耐火材・断熱材
- ガスケット・パッキン

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

日本標準商品分類４３５「工業炉」より

主な炉種のイメージ

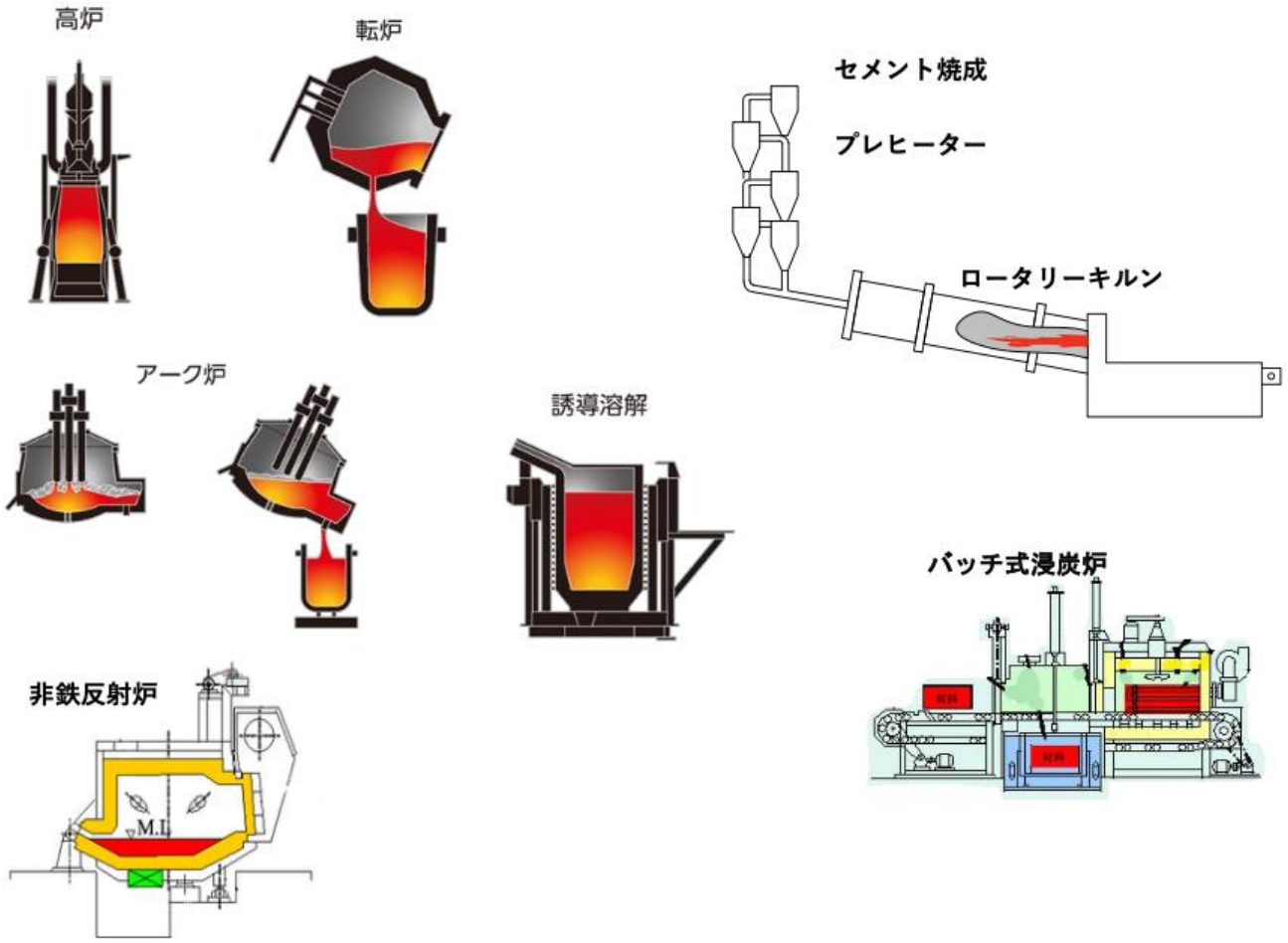

画像出典：一般社団法人日本工業炉協会

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

3.　ボイラー・圧力容器

- 特定工作物とされるのは、
  安衛法施行令第1条第３号で規定するボイラー、
  安衛法施行令第1条第４号で規定する小型ボイラー、
  安衛法施行令第13条第3項第25号で規定する簡易ボイラー
- 電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の適用のあるものも含まれる。
- 建築物内に設置されたボイラーも特定工作物に該当する。
- 一般に「ボイラー」と呼ばれるが内部の圧力が大気圧を超えないものは、破裂等による危険性が低いことから安衛法のボイラーとしての適用を受けていない。これらには無圧式温水機、真空式温水器、無圧式ボイラーなどと呼ばれるものがあり、特定工作物には該当しない。

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

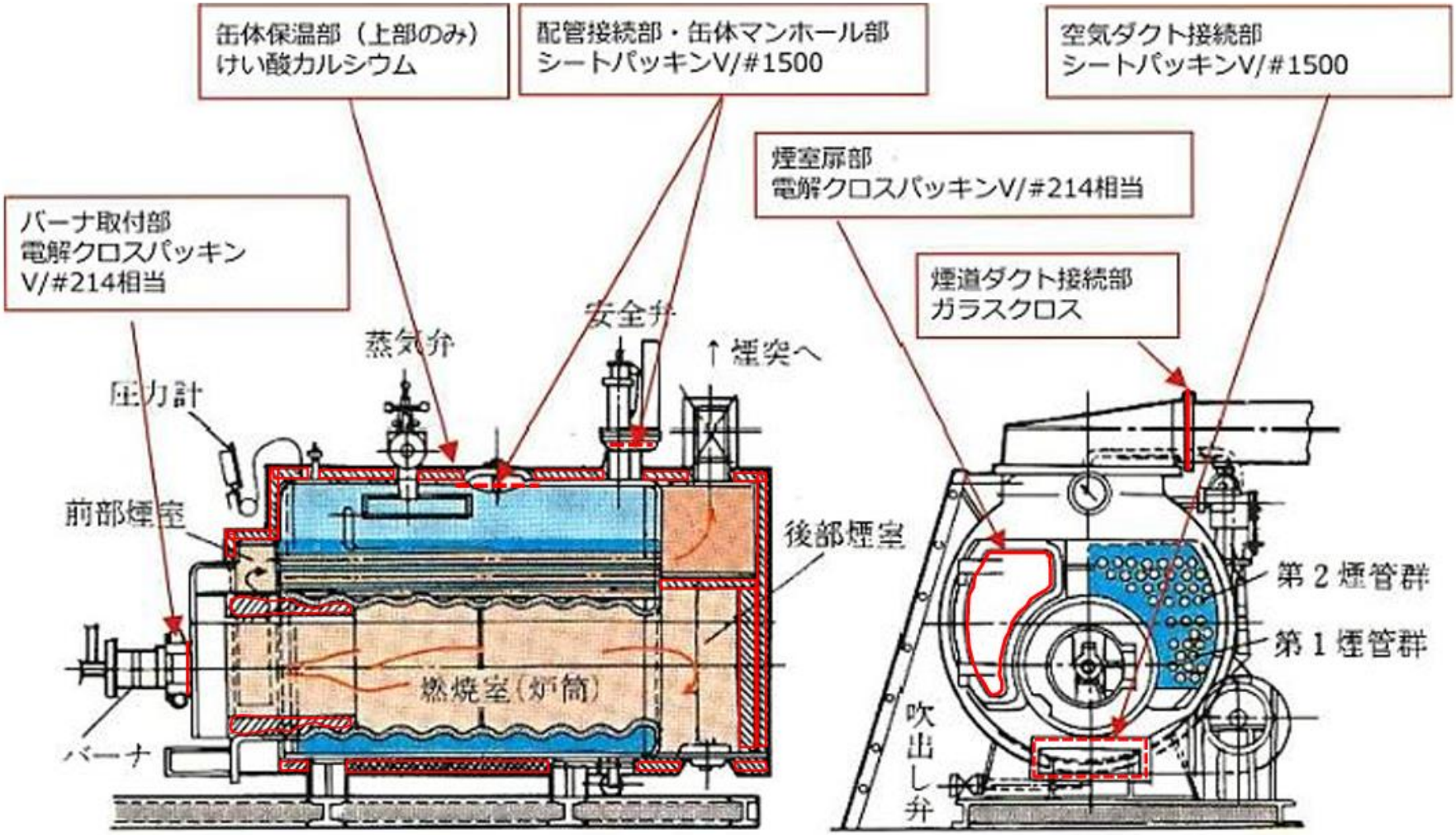

画像出典：一般社団法人日本ボイラ協会

図 2.45　炉筒煙管ボイラーの構造

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

4.　焼却設備

廃棄物焼却設備の場合、施設全体が適用範囲となるが、
付随する煙突は後述する「⑪ 煙突」と整理される。
また、焼却設備全体を覆う建屋は建築物扱いとなる。

● 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル
（平成18年3月、
廃棄物処理 施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会）
https://www.env.go.jp/content/900397706.pdf

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

画面のみ

廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル

平成 18 年 3 月

廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会

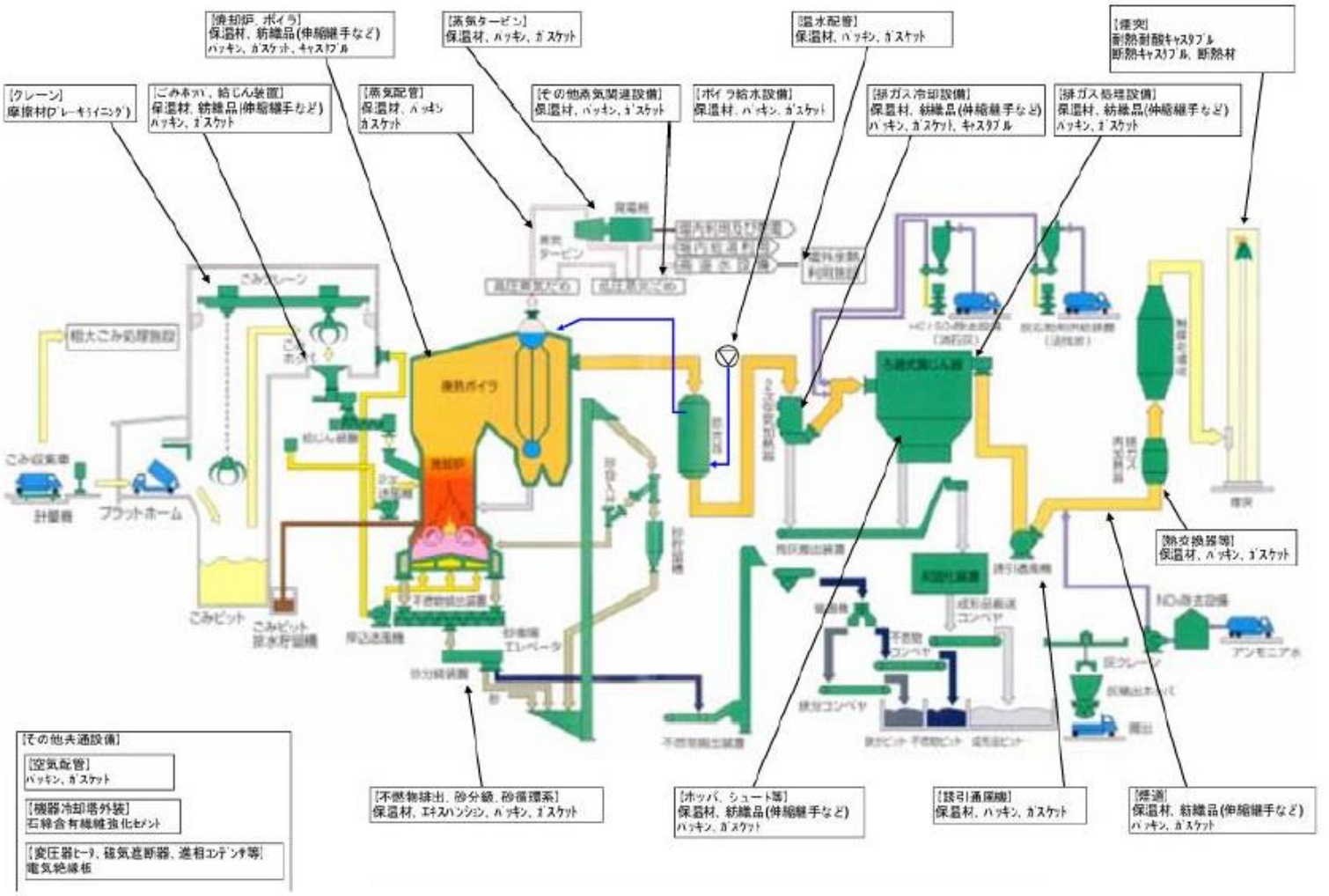

画像出典：「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアル」

平成 18 年 3 月　廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会

焼却設備：流動床方式

ごみ焼却施設の石綿使用の可能性がある箇所と製品の関係

発じん性の程度		著しく高い	高い			比較的低い		その他					
製品区分		吹付け材	保温材(断熱材)、耐火被覆板など			不定形耐火材	成形板	その他の製品					
石綿使用の可能性がある箇所 ＼ 製品		吹付け材	保温材	けい酸カルシウム板第二種	煙突用断熱材	不定形耐火材（キャスタブル）	繊維強化セメント板	紡織品	耐磨耗性製品（摩擦材）	ガスケット類	パッキン類	電気絶縁板	耐熱耐食性樹脂配管
石綿含有率（%）*1		1～70	1～100	1～27	4～90	1～20	5～30	15～100	20～40	1～85	30～80	データ無	約50
製造終了年 *1		1989	1987	1997	1991	1995	2004	2005	2004	流通中	流通中	流通中	1989
焼却系	クレーン（ごみ、灰等）								○				
	ごみホッパー、吸じん装置		○					○		○	○		
	焼却炉・溶融炉		○			○		○		○	○		
	ガス冷却塔（水噴）		○			○		○		○			
	排ガス処理装置（乾式）		○	○				○		○	○		
	排ガス処理装置（湿式）									○			○
	集じん灰シュート等		○					○		○			
	搬送機器（高温灰・飛灰）		○					○		○	○		
	灰シュート		○					○		○			
	搬送機器（湿灰）							○		○	○		
	不適物排出、砂循環装置		○					○		○	○		
	煙突（鋼板製外部保温）		○										
	煙突（鋼板製内部ﾗｲﾆﾝｸﾞ）					○							
	煙突（RC製）							○					
	煙突（RC製既成打ち込み）				○								
	排水処理装置							○		○	○		
	機器冷却水冷却塔						○	○		○			
給排水系	直管・エルボ・フランジ									○			
	バルブ										○		
	ポンプ										○		
燃ガス焼ス排系	ダクト		○					○		○			
	伸縮継手		○					○					
	送風機		○								○		
	ダクト							○		○	○		

Ⅱ　電気設備

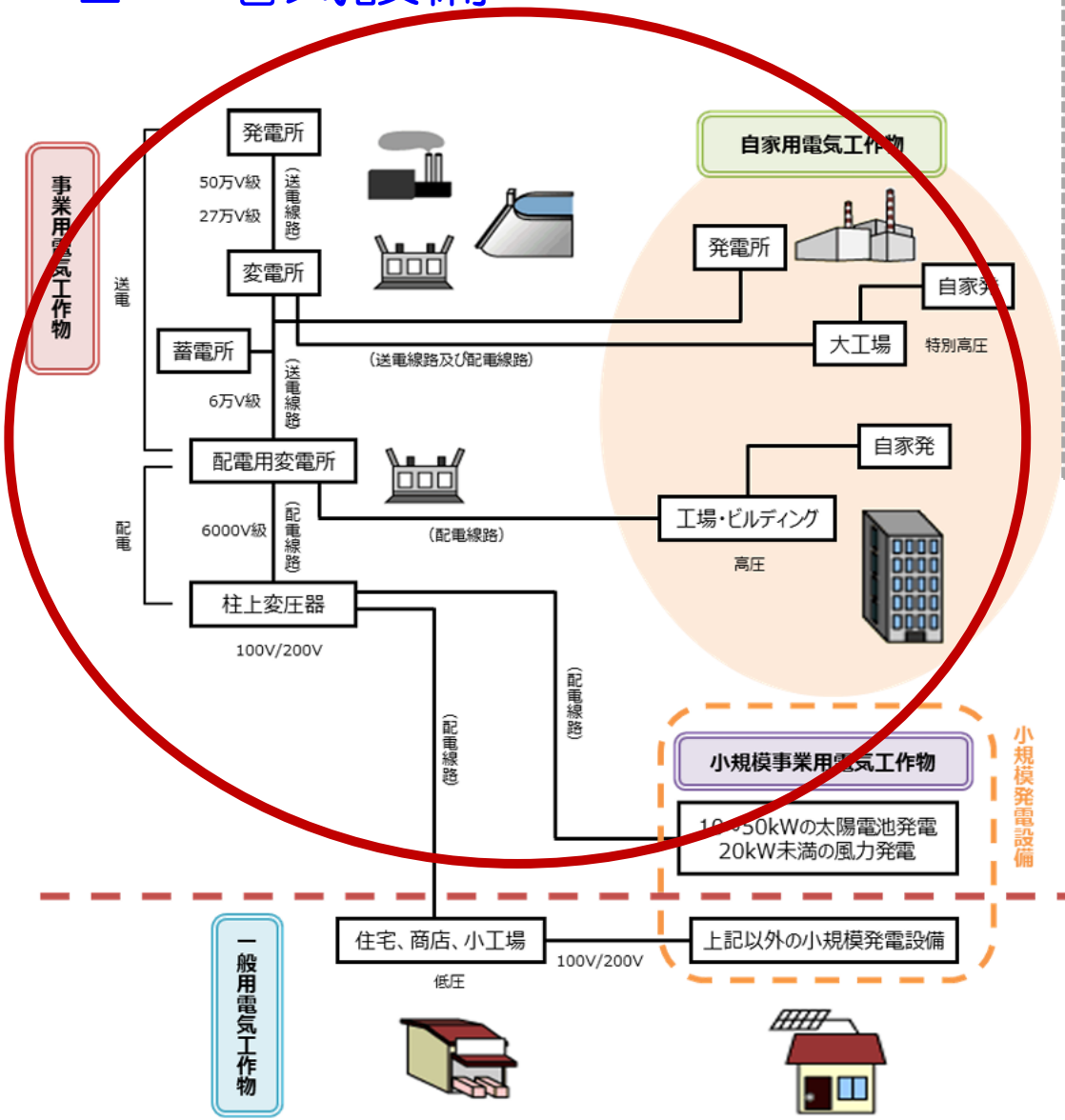

- 電気工作物の種類（電気事業法）
  - ①　一般用電気工作物
  - ②　事業用電気工作物
    電気事業用　及び
    自家用電気工作物
    の総称

特定工作物
ただし、建築物の場合、二次配線側は「建築設備（建築物）」となる

建築物では「建築設備（建築物）」

工作物では、「その他の工作物」

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

発電設備とは、電力を作り出す設備をいう。電気事業の用に供する電気工作物である発電所の他、自家用電気工作物に該当する発電所や発電機も含まれる。**（自家発電設備）**

画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～
（平成１８年１０月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）

発電所

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

配電設備とは発電所、変電所若しくは送電設備と電気を使用する設備との間、又は電気を使用する設備相互間において電気を送るための設備をいう。電気事業の用に供する電気工作物である配電設備の他、自家用電気工作物に該当する配電設備も含まれる。

画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～
（平成１８年１０月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）

配電設備

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

変電設備とは電圧を変成する設備をいう。電気事業の用に供する電気工作物である変電所の他、自家用電気工作物に該当する変電設備も含まれる。

画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～
（平成１８年１０月厚生労働省石　　健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）

図 2.10　変電所

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

電気設備で主に利用されている綿含有資材及び使用箇所

石綿含有資材		使用箇所（主な電気設備の例）
吹付け石綿 （建築物、電気工作物の識別）		設備機器室、予備電源室、変圧器室等の防音材、断熱材、耐火材として一部の壁面や天井に使用。
石綿含有材料	建材 （建築物に注意）	建物の耐火ボード、床材等に使用
	防音材	変圧器の防音材（変電設備・発電設備）
	石綿セメント管	地中線用の管路材料（送電設備・配電設備）
	保温材	発電設備（火力設備、原子力設備）、変電設備
	シール材・ジョイントシート	発電設備、変電設備
	緩衝材	懸垂碍子、航空障害灯（変電設備、送電設備）
	増粘剤	架空線用の電線、コンクリート補修材（送電設備）
	絶縁材	電気機器の絶縁材（変電設備、発電設備）
	摩擦材	ブレーキ機構の摩擦材（変電設備、発電設備）
	滑剤	ケーブル敷設時の滑剤（送電設備）
	接続箱防食層内混和物	ケーブル付属品（接続箱）の防食層（送電設備）
	延焼防止材	制御ケーブル貫通部などの延焼防止材（変電設備）
	防水材、硬化剤	地中線用のケーブル接続材料（送電設備）

（注）上記以外にも、発注者の設備によって固有の事例がある。

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

Ⅲ　配管・貯蔵設備

9. 配管設備

炉設備等と連結して使用される高圧配管、プラント配管、下水管、農業用パイプラインが含まれ、上水道管は除かれる。

建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備は除かれる。

- 炉設備等と連結して使用される高圧配管
- 下水管・農業用パイプラインについては、配管自体に石綿含有資材が採用されていることもある
- 配管のガスケット・パッキン
- 配管保温材

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～
（平成18年10月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）

プラント配管

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

１０．貯蔵設備

貯蔵設備 （穀物を貯蔵するための設備を除く）についても、保温材や断熱材など といった石綿含有資材が施工されている場合もあり、 注意をして調査すべき対象設備と なっている。

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

画像出典：経済産業省ウェブサイト 高圧ガス保安法逐条解説―その解釈と運用―

（https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20220328chikujo2_ippansoku.pdf）

貯蔵設備　球形タンク

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～
（平成18年10月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）

貯蔵設備　円筒形タンク

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

Ⅳ　建築物一体設備等

⑪　煙突

- 独立煙突が対象
- 建築物に一体として設置されるものは建築物
- 断熱材・耐火材

画像出典：石綿ばく露歴把握のための手引～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～
（平成18年10月厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会）

煙突

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

⑫　トンネルの天井板

トンネルには鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第８条第１ 項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）は含まない。
トンネルとは、一般に「２地点間の交通と物資の輸送あるいは貯留などを目的とし、建設される地下の空間」で断面の高さあるいは幅に比べて軸方向に細長い地下空間をいう。広い意味には、立坑、斜坑、地下発電所などの人工空間も含むとされている。
天井板のみが特定工作物に該当する。

- 石綿含有押出成形セメント板

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

トンネル天井板（押出成形セメント板）

国交省「道路関連施設におけるアスベスト含有建材の使用事例」より

⑬　プラットホームの上家

- 上家（うわや）とは、柱に屋根をかけただけの建物のことを指す。
- 鉄道駅のプラットホームの上家は、建築基準法でいう「建築物」から除かれている（第２条）。このため、工作物として扱われる。

- 石綿含有スレート波板

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

⑭　遮音壁

騒音を発生する施設から周辺の土地を守るために設置される壁である。
遮音壁は道路、鉄道、工場等の、騒音源自体を抑制・制限できない場面で使用される。

- 石綿含有押出成形セメント板
- 石綿含有スレートボード

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

アスロック遮音壁

遮音壁

株式会社ノザワHPより

⑮　軽量盛土保護パネル

軽量盛土を保護するパネル。軽量盛土とは、軟弱地盤、地滑り地帯、急傾斜地等従来の土を使った盛土施工が困難な場合に、軽量な素材を使って地山や周辺に影響を与えないようにする盛土の施工方法であり、軽量な素材として発泡スチロール、気泡混合軽量土（エアモルタル等）、ウレタン等が使われている。また、保護パネルには押出成形セメント板等が使用されている。

- 石綿含有押出成形セメント板

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

軽量盛土保護パネル

国交省「道路施設におけるアスベスト含有建材について報告書（H17）」より

⑰　観光用エレベーターの昇降路の囲い

観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第338号）第138 条第２項第１号「乗用エレベー ター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。なお、建築物に該当するものを除く。

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

- 展望できるシースルーの囲いが対象
- 耐火被覆材、ガラスのシーリング材等に石綿含有資材が使用されている可能性がある

	設置場所	工作物	建築物
エレベータ	装置・かご	その他工作物	
	昇降路の囲い（シャフト）	特定工作物（観光用エレベータの昇降路の囲い）	建築物

Ⅴ　その他の工作物

建築物以外のものであって、土地、建築物または工作物に設置されているもの、または設置されていたものが対象となる。例としては、エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園 地の観覧車等）といったものが挙げられる。

塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料＊の除去等の作業 → 工作物石綿事前調査等の有資格者を義務付け

その他の作業 → 資格者の義務付けなし

＊塗料、モルタル、コンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤）

＜工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より＞

７．建築物と工作物の識別

建築物の中に設置される工作物や、工作物を覆う上屋等については、
建築物と判断するのか、工作物とみなすのか、判断に迷うことがある。
これらを適切に識別することが極めて重要である。

（１）建築物の中に設置される工作物

- 建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、等が工作物
- このうち、ボイラー、圧力容器（以下、「ボイラー等」という）、非常用発電設備は特定工作物とされている。
  - ボイラー等の断熱材は工作物の断熱材となるが、ボイラー等室の壁に設置される断熱材・吸音材は建築物に該当する。
  - 建築物の中に設置されるボイラー等に繋がる配管は、建築設備になり、建築物と判断される。

- 建築物に設置されるエレベーター、エスカレーターは特定工作物以外の工作物とされる。
  - 調査者資格を問われることはなく、また、事前調査結果の報告も必要ない。
    ただし、かごの防振用の塗料を除去等する作業が伴う場合には、工作物又は建築物の有資格者が調査することが求められる。
  - 実際にはエレベーター改修工事の事前調査結果は報告されている模様。
- 建築物に設けられる煙突は建築物の一部となる。
  - 独立煙突は、工作物（建築物一体設備等）となる。

- 建築物内に設備される焼却設備は、設備全体として特定工作物となる。
- 建築物内に設置される各種配管は、一般的には建築設備であり、建築物の扱いになる。
- 建築物内に設置される自家用電気工作物である発電設備、配電設備、変電設備、送電設備は特定工作物となる。設備全体が適用範囲とされている。

・発電設備、配電設備、変電設備、送電設備の2次（出力）側からは建築設備に該当する。

（２）工作物の上家

- 工作物の上家は基本的に建築物となる。そのため、その躯体部分に設けられる耐火被覆、断熱材等も建築物となると考えられる。
- そこに設備される照明、空調設備も建築設備（建築物）となる。
  - 工作物標準テキストに記載されている「工作物専用の照明設備、空調設備は工作物となる」とは、上屋がある場合にも適用されるのか判断に迷うところである。

（３）工作物石綿事前調査者

- できること／全ての工作物の事前調査
  - 単独に設置される工作物の事前調査
  - 建築物内に設置される工作物の事前調査
    （ボイラー、自家発電設備・キュービクル等、
    エレベーター等）

- できないこと／建築物の事前調査
  - 工作物の上家（建築物とされるものに限る）
  - 建築設備

- 建築物石綿含有建材調査者の資格と併せ持つことが最良

（４）工作物と建築物の事前調査方法の違い

- 網羅的調査の重要性
  - 建築物では、全ての使用建材を洗い出し、石綿の有無確認する
  - 工作物では、石綿含有資材が限定、保守管理あり、資材使用期間が建築に比べ短い

・メーカー等の石綿使用情報を引き出す
・シール材等の保守管理状況（時期含め）の把握
　同じ部品でも設置時期が異なる可能性

- 資材レベルの違いによる取扱いの違いを踏まえた調査
  - 工作物・建築物による違いはない
  - レベル１、２は作業届が必要、負圧隔離が原則
  - レベル３、仕上塗材の作業基準順守
- シール材等石綿含有率、劣化状況に応じた個別の対応

８．事前調査の対象とならない作業

次に示す①～④の作業は、「建築物・工作物の解体等工事」に該当せず、事前調査は不要とされている。

（施行通知/環水大大発第2011301号・令和2年11月30日）
（施行通知/基発0804第2号・令和2年8月4日）

①木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等石綿等が含まれていないことが明らかなものを手作業、電動ライバー等で容易に取り外し可能又はボルト等の固定具を取り外すことで除去等が可能で、除去時に周囲の材料に損傷を与ない作業

＊例えば、金属製の看板の交換工事
既存の取付部材にボルト等により止付けられている場合の交換工事が該当。取付部材自体を交換する場合は該当せず

② 釘を打って固定する、刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿飛散の可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。ただし、電動工具等を用いて、石綿等が使 用されている可能性のある壁面等に穴を開ける作業はこれに該当せず、事前調査を行なう必要がある。

＊足場の壁つなぎのためのアンカー打ち作業は「ただし書き」部分に該当し、事前調査が必要。
仕上塗材等が石綿含有であれば飛散防止措置が必要となる。

③ 既存の塗装の上に新たに塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

＊複層仕上塗材（吹付タイル）の場合、上塗材は石綿無含有であり、水洗いして新たな仕上塗材を重ねる作業はこれに該当。

＊ただし、塗装を上塗する場合でも下地調整のため、既存塗装にサンダーでけれんすることに留意。

【複層仕上塗材：凸部処理模様の例】

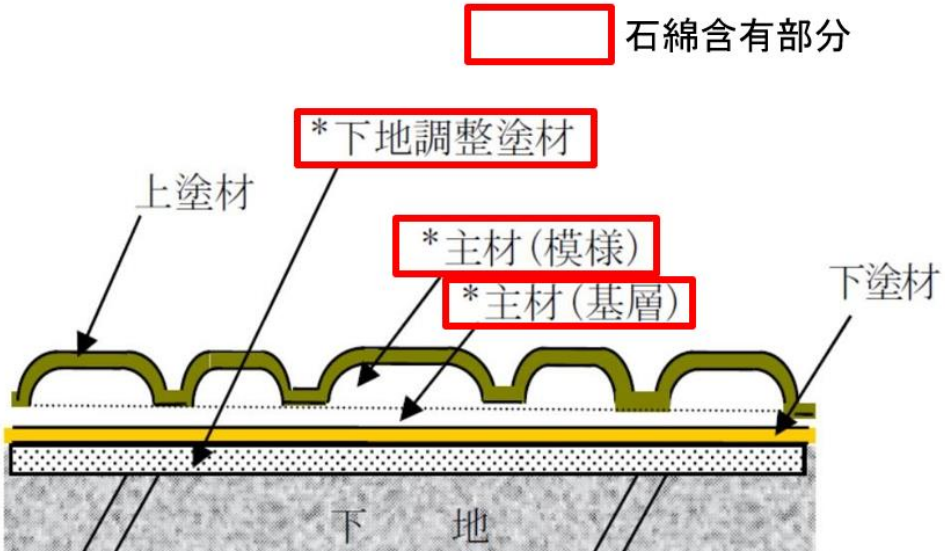

④ 国土交通省、経済産業省、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されている工作物の解体・改修の作業

- 港湾法に規定する外郭施設、係留施設
- 河川法に規定する河川管理施設
- 砂防法に規定する砂防設備
- 海岸法に規定する海岸保全施設
- 鉄道事業法施行規則規定する鉄道線路(転てつ器及び遮音壁を除く）
- 道路法道路のうち、道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く）、トンネル（内装化粧板を除く）など
- 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第79条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
- ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物の導管のうち、地下に埋設されている部分

など

また、石綿が含まれている又は含まれている可能性がある工作物であっても、当該工作物及び周辺の材料を損傷させることなく当該工作物を撤去し、当該工作物をそのまま廃棄物として処理する場合も、解体等の作業には該当せず、石綿則や大防法に基づく事前調査は不要である。

（石綿が含まれている場合
「工事計画届」は必要（後述の厚労省通知参照）、
「特定粉じん排出等作業届」は不要）

しかし、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法を遵守する必要があり、廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するか否かにより適正な処理方法が異なる。 このため、上述のように石綿則等に基づく事前調査が不要な場合であっても、工作物を適正な方法で処理するため、廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するかを確認する必要がある。

<工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年１１月）より>

（＊）工作物を石綿を飛散させないように取外し、そのまま廃棄物処理する場合の留意点

- 解体等工事に該当せず、事前調査は不要。工作物を適正に処理するため、廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するかを確認することが必要。
- 「みなし」処理の場合には、廃掃法でも最も厳しい基準が適用される。
  何も根拠がなければ、工作物全体が「特別管理産業廃棄物（廃石綿等）」とみなされる。
  「吹付け材（レベル１）」及び「保温材等（レベル2）」が使用されていないことが確実であれば、「産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物）」となる。
- なお、石綿を飛散させないように工作物を取り外す行為は、解体等工事には該当しないが、「吹付け材（レベル１）」及び「保温材等（レベル2）」が使用されている可能性があれば、「工事計画届」が必要となる。

平成１７年４月２７日
基安化発第 0427001 号

石綿障害予防規則第５条に基づく作業の届出について

石綿等が使用されている保温材等（以
作業については、石綿障害予防規則（以
く作業の届出が必要となるが、解体等の
保温材等そのものを除去せずに、石綿保
切断等することにより、周辺も含めた部
所で張り付けられた石綿保温材等を除去
業の届出の取扱いについては、下記のと
を図られたい。

去
づ
綿
を
場
作
知

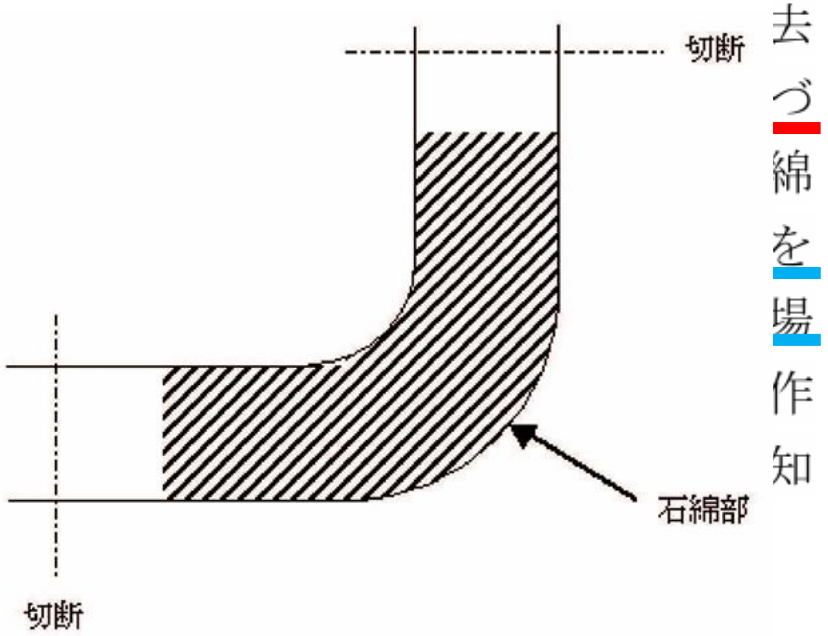

図　配管エルボの事例

記

1　解体等の作業場所においては、張り付けられた石綿保温材等そのものの除去作業は行っていないが、建築物等から石綿保温材等が取り除かれることから、当該作業は石綿則第５条における「除去」にあたることとなり、当該作業を行う事業者は、石綿則第５条に基づく作業の届出その他必要な措置を講じなければならないものであること。

2　工場等の建築物等の解体等の作業場所と異なる場所で１により取り除かれたものから石綿保温材そのものを除去する作業は、建築物等の解体等の作業には含まれないものであることから、石綿則第５条の作業の届出は要しないが、当該作業は石綿等の取扱い作業に該当するため、屋内作業場の場合には石綿則第１２条に基づく局所排気装置の設置等その他必要な措置を講じなければならないものであること。

3　具体的な事例としては、図のように配管を解体するに当たり、配管エルボ（配管の曲線部）のみが石綿の保温材で覆われており、石綿保温材で覆われていない直線部分を切断することにより、配管エルボごと石綿保温材を除去し、その後、専門工場で配管エルボから石綿保温材を取り除く作業があること。

以上で、終わります。

ご清聴ありがとうございました